

委員会の意見の聴取に関する案件の審議会等における審議状況等

文書番号	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	答 申	部 会 報 告	そ の 他
・厚生労働省発食安第 0701012 号	農薬 EPN、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テプラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド		○(6/30)	
・厚生労働省発食安第 0701013 号	動物用医薬品 <u>カルバドックス</u>		○(6/27)	
・厚生労働省発食安第 0701015 号	清涼飲料水			○
・厚生労働省発食安第 0701016 号	添加物 L-アスコルビン酸 2-グルコシド等		○(6/27)	
・厚生労働省発食安第 0701017 号	添加物 <u>アセスルファムカリウム</u> 、亜硫酸塩類等		○(6/27)	
・厚生労働省発食安第 0701020 号 ※	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保			○
・厚生労働省発食安第 0701021 号 ※	食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保			○
・厚生労働省発食安第 0701023 号	添加物 タール色素		○(6/27)	
・厚生労働省発食安第 0801001 号	遺伝子組換え食品 ワタ 281 系統、ワタ 3006 系統、ワタ 281 系統とワタ 3006 系統を掛け合わせた品種、トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK 603 系統を掛け合わせた品種			○
・15 消安第 981 号 ・厚生労働省発食安第 0805007 号	} 飼料添加物 リボフラビン			○
・15 消安第 987 号 ・厚生労働省発食安第 0805006 号	} 動物用医薬品 エトキサゾール			○
・厚生労働省発食安第 0805001 号	特定保健用食品 ファイバー食パン 爽快健美 豆鼓エキス つぶタイプ、ヘルシーコレステ、エコ ナマヨネーズタイプ	○(4/3) ○(6/27)		
・15 消安第 1154 号※	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること			○
・15 消安第 1321 号 ・厚生労働省発食安第 0825002 号	} 飼料添加物 アスタキサンチン、カンタキサンチン			○

注：※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件

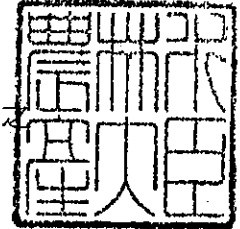
(参考) 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの

厚生労働省発食安第 0701014 号	かび毒 パツリン	府食第 27 号(7/24)
厚生労働省発食安第 0701018 号	添加物 メチルヘスペリジン	府食第 28 号(7/24)
厚生労働省発食安第 0701019 号	添加物 コウジ酸	府食第 29 号(7/24)
厚生労働省発食安第 0701022 号	動物用医薬品 サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン、ダノフロキサシン	府食第 30 号(7/24)
厚生労働省発食安第 0701016 号のうち	添加物 ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム	府食第 34 号(7/31)
厚生労働省発食安第 0701017 号のうち	添加物 酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム	府食第 35 号(7/31)

15消安第1154号
平成15年8月25日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善夫

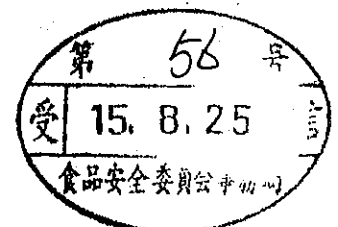


食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

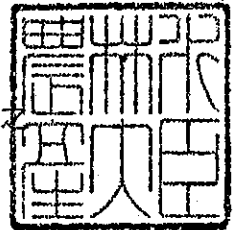
アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること。



15消安第1321号
平成15年8月25日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



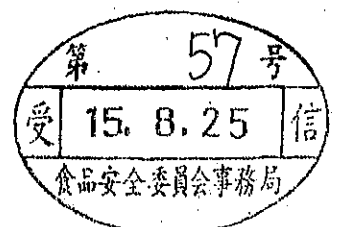
食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第5号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる飼料添加物の基準・規格を改正すること。

1. アスタキサンチン
2. カンタキサンチン





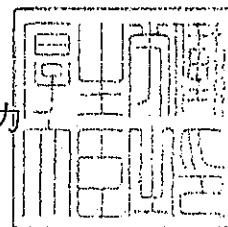
厚生労働省発食安第0825002号

平成15年8月25日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 坂口 力



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

なお、本件については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第59条第1項の規定に基づき、平成15年8月25日15消安第1322号にて農林水産大臣から厚生労働大臣あて意見を求められたものであり、その資料は平成15年8月25日15消安第1321号にて、農林水産大臣から食品安全委員会委員長あて食品健康影響評価について意見を求めたものと同一であるので、その添付を省略します。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第7条第1項の規定に基づき、同項の食品の基準又は規格として、次に掲げる飼料添加物の食品中の残留基準を設定すること

アスタキサンチン及びカンタキサンチン

